

山形県リサイクルシステム認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会の構築には、地域において連携システムを構築し、広く県民や事業者等の環境意識を高めることが重要であることから、第3次山形県循環型社会形成推進計画（令和3年3月策定）に基づき、県が山形県内で展開されるリサイクルシステムを認証し、その情報提供や啓発を通じて、県内各地への波及や関連した製品等の販路拡大などを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「リサイクルシステム」とは、県内を拠点に展開されるリサイクル事業のうち、循環資源（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。）の排出者、リサイクルを行う者及び関係団体等が相互に連携しながら行われる取組みをいう。

(認証)

第3条 知事は、現に行われている、または1年以内に行われることが確実と見込まれる、循環型社会の形成に資するものであって、次の各号のいずれにも該当するものを、優れたリサイクルシステムとして認証する。

- (1) 地域連携性 地域における様々な主体が密接に連携している取組みであること
- (2) 環境改善性 3Rに関して環境改善効果が顕著な取組みであること
- (3) 事業継続性 認証期間中の継続性が確保されていることが見込まれる取組みであること
- (4) 安全性 循環資源が安全かつ確実にリサイクルされる取組みであること

(申請及び決定)

第4条 認証を希望する者（申請に係るリサイクルシステムに携わる者に限る。）は、申請に係るリサイクルシステムに関連する事業者を代表して、様式第1号により申請書を作成し、別に定める募集期間内に知事に提出しなければならない。

2 知事は、募集期間終了後4ヶ月以内に認証の可否等を決定し、申請者に対して通知する。

(審査)

第5条 知事は、前条の申請について、専門的な意見を聴くため、「山形県リサイクル製品認定・リサイクルシステム認証審査会（以下「審査会」という。）」を設置する。

- 2 審査会の構成、運営等については、別に定める。
- 3 審査会は、必要に応じ申請者に対してヒアリングを行い、又は追加資料を求めることができる。

(認証、変更及び廃止等)

第6条 知事は、第3条の認証をしたときは、様式第2号を申請者に交付するとともに、その旨を公表するものとする。

- 2 認証したリサイクルシステムの有効期間は、5年間とする。ただし、有効期間が終了した場合（終了しようとする場合を含む。）は、再び申請することができる。
- 3 前項により更新の申請があった場合、当該認証を決定する期日までは、有効期間に関わらず認証したリサイクルシステムとみなすものとする。再度認証を受けたときは、当該認証年月日の前日をもって従前の有効期間が終了したものとみなす。
- 4 第3条による認証を受けた者（以下「認証事業者」という。）は、第4条の申請事項のうち、リサイクルシステムの原料となる循環資源、事業主体、運営方法等リサイクルシステムの3Rに関する環境改善効果や関連する製品等に影響を及ぼす可能性のある事項に係る変更があったとき、様式第3号により30日以内に知事にその旨を届け出なければならない。ただし、軽微なものを除く。
- 5 知事は、認証したリサイクルシステムが次のいずれかに該当するときは、認証を取り消すこ

とができる。

- (1) 第3条の規定に適合しなくなったとき
- (2) 正当な理由がなく、前項の規定による届出をしなかったとき

6 認証事業者は、認証されたリサイクルシステムを終了しようとするとき、又は認証継続の意思を失ったときは、様式第4号により直ちにその旨を届け出なければならない。

7 第4項の規定による認証の取り消し及び前項の規定による認証の取下げがあった場合には、知事はその旨を公表するものとする。

(表示)

第7条 認証されたリサイクルシステムに関連する者は、別に定める認証マークを、申請書に記載した内容により表示することができる。

2 本認証を受けない者は、認証マークを使用し、また認証されたリサイクルシステムと誤認する表示をしてはならない。

(認証事業者の責務)

第8条 認証事業者は、第1条の目的に従い、循環型社会の形成に寄与する事業活動を行わなければならない。

2 認証事業者は、当該認証の根拠となる情報を自ら積極的に公開するものとする。また、認証に係る事業活動や、関連した製品の安全性、性能等で問題が発生した場合には、認証事業者が責任を持って対応しなければならない。

(改善指示等)

第9条 知事は、認証されたリサイクルシステムが第3条各号の規定に適合しない場合又は適合しない疑いがあると認められる場合は、当該リサイクルシステムに関し、認証事業者に対し、必要な報告を求め、又は認証事業者に立ち入り、調査し、改善を指示することができる。

(県の責務)

第10条 県は、認証されたリサイクルシステムの普及に向け、適切な情報提供や啓発等必要な施策を講じなければならない。

(報告)

第11条 知事は、認証されたリサイクルシステムの実施状況について、必要に応じて認証事業者から報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

この要綱は、平成19年11月9日から施行する。

この要綱は、平成20年6月13日から施行する。

この要綱は、平成24年11月26日から施行する。

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

この要綱は、平成29年1月6日から施行する。

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

山形県リサイクルシステム認証申請書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

申請者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

山形県リサイクルシステム認証制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおりリサイクルシステムの認証を申請します。

記

1	リサイクルシステムの名称	
2	リサイクルシステムの概要	
3	関連する主な事業者の名称及び所在地	
	(名称)	(所在地)
4	関連する製品等の名称	
5	添付書類等	
	(1) リサイクルシステムの概要（別添様式）及びこの根拠資料	
	(2) リサイクルシステムのフロー図	
	(3) リサイクル事業者等の収支状況が確認できる資料	
	(4) リサイクルシステム及び製品等の説明書・パンフレット等	
	(5) その他参考資料	
6	担当者連絡先	
	所属・氏名	
	所在地	
	電話番号	
	E-mail	



認証番号 第 号

山形県リサイクルシステム認証

山形県リサイクルシステム認証制度実施要綱第3条の規定により、認証を受けたリサイクルシステムであることを証します。

山形県知事 氏 名 印

認証年月日	令和 年 月 日
認証の有効期限	令和 年 月 日
認証システム名	
システム概要	
関連する事業者	

山形県リサイクルシステム認証に係る変更届出書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

届出者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

山形県リサイクルシステム認証制度実施要綱第6条第4項の規定により、次のとおり認証システムの変更について届け出ます。

記

1 認証番号	
2 認証システム名	
3 変更内容	
(変更前)	(変更後)
4 担当者連絡先 所属・氏名 所在地 電話番号 E-mail	

山形県リサイクルシステム認証取下げ届出書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

届出者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

山形県リサイクルシステム認証制度実施要綱第6条第6項の規定により、次のとおりリサイクルシステムの認証取下げについて届け出ます。

記

1 認証番号	
2 認証システム名	
3 取下げの理由	
4 担当者連絡先 所属・氏名 所在地 電話番号 E-mail	

リサイクルシステムの概要

1 当該システムにおける循環資源利用量 (年度)

循環資源の種類	排出元の名称	県内 排出	年間利用量
合 計 (A)			
うち県内合計量 (B)			
県内占有率 (B/A)			%

2 適用される環境法令等

3 環境負荷に関する分析

	従来処理方法又は一般的な処理方法により生じる環境負荷	リサイクルシステムを運営することにより生じる環境負荷	評価 (環境負荷)
具体的な 環境負荷			

4 関連製品等に関する状況

① 関連する製品等に係る山形県 リサイクル製品認定の有無	有 ・ 無
② 今までに受賞した表彰等	

5 知的財産の侵害

システムの運営、関連する製品製造及び販売に係る特許権、実用新案権、意匠権、著作権及び商標権の侵害	有 ・ 無
--	---

6 一般県民・消費者に対する情報提供の手段

--

7 一般県民・消費者に対する対応窓口

担当部門			
責任者	職名		氏名
問い合わせ先	電話番号		FAX番号
	E-mail		

8 認証マークの表示計画

表示パターン①	
表示場所	
〈表示イメージを図示〉	

表示パターン②	
表示場所	
〈表示イメージを図示〉	

表示パターン③	
表示場所	
〈表示イメージを図示〉	

表示パターン④	
表示場所	
〈表示イメージを図示〉	

9 認証基準に関する自己評価

審査の項目	自己評価	添付資料等
<p>地域連携性</p> <p>地域における様々な主体が密接に連携した取組みであること</p>		
<p>環境改善性</p> <p>3Rに関して環境改善効果が顕著な取組みであること</p>		
<p>事業継続性</p> <p>認証期間中の継続性が確保されていることが見込まれる取組みであること</p>		
<p>安全性</p> <p>循環資源が安全かつ確実にリサイクルされる取組みであること</p>		
<p>その他</p>		